

平成28年度までに認定を受けた方の新制度移行手続について

平成29年4月1日から、再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)が新しくなりました。

新制度では、電力会社と系統接続について同意を得ていることが認定の要件となります。

また、認定を取得した後も、適切な保守点検及び維持管理の実施や発電終了時の設備の適切な廃棄、資源エネルギー庁が定める事業計画策定ガイドラインに沿った事業の実施などの義務が課され、長期安定的に発電事業を実施していただくことが求められます。

これは、平成28年度までに認定を受けていた設備設置者(売電開始済みの場合も含む)にも適用され、上記のことをご認識いただき、適切に発電を行っていただくことが求められます。

このため、平成28年度までに認定を受けていた設備設置者におかれましては、電力会社との系統接続に関することや保守点検及び維持管理等に関する遵守事項への同意チェックを記載いただいた事業計画をご提出いただきますようお願いいたします。

■提出期限：平成29年9月30日※1・2

※1 例外として、①認定日が平成28年7月1日～平成29年3月31日の場合、②電源接続案件募集プロセス等に参加している場合の提出期限は、電力会社と接続契約を締結した日から6ヶ月以内です。

※2 平成29年9月末までに事業計画が提出されなかったからといって直ちに認定が失効するわけではありませんが、最終的に事業計画が提出されなければ認定取消しの対象になりますので、提出をお願いします。

■提出方法：

太陽光



電子申請※3

風力・水力・地熱・バイオマス



紙申請※4

※3 電子申請が難しい場合は紙申請も可能です。

※4 風力・水力・地熱・バイオマスであっても「設備ID紐付け依頼書」を再生可能エネルギー新制度移行手続代行センターに送付すると電子申請を行うことができます。詳しくは、資源エネルギー庁HPをご覧ください。

詳しくはこちら

- ▶ 経済産業省資源エネルギー庁HP 「なっとく！再生可能エネルギー」
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html
- ▶ 0570-057-333[受付時間]9:00～18:00（土日祝、年末年始を除く）

新制度への移行手続ガイド【電子申請】

■手順※詳細な電子申請マニュアルをウェブサイト「なつとく！再生可能エネルギー」に掲載しています

- ✓ 申請に当たっては、電子申請サイトにログインするため、IDが必要です
 - 認定を受けた際に設置者本人が申請した場合は、設置者に登録者IDが発行・通知されています
 - 認定を受けた際に代行者が申請した場合は、代行者に登録者IDを発行・通知とともに、設置者に発行される設置者IDを代行者に通知しています
 - 太陽光で50kW以上の方は、設置者に発行されている費用報告用IDを登録者IDとして使用可能です
- ✓ H29.3時点で運転開始済みの場合スマートフォンやタブレットでも手続可能
- ✓ **登録者ID（費用報告用ID含む）をお持ちの方はSTEP3からスタート**

Step 1 <https://www.fit-portal.go.jp/> → [新規登録] → ユーザID取得 → ログアウト
(このIDはStep 3で使用します)

Step 2 既存の「**設置者ID**」でログイン → [みなし認定設備一覧]から事業計画を提出する設備を[検索] & [選択] → 画面下「**登録者変更**」ボタンをクリック → Step 1で発行されたユーザIDを[登録者のログインID]に登録 → ログアウト
※登録者を変更する際はできる限り登録者の同意を得た上で行ってください。

Step 3 **Step 1で発行されたユーザID**でログイン → [みなし認定設備一覧]から事業計画を提出する設備を[検索] & [参照]

Step 4 事業計画を入力

既存の登録者が手続を行う場合はここからスタート

Step 5 [申請]ボタンをクリック → 提出完了

(事業計画の審査が完了した時点で、その旨のメールがfit-mail@fit-portal.go.jpから送信されます)

「登録者ID」とは？

旧制度で認定の申請等手続を行った人を「登録者」といい、登録者が申請ウェブサイトにログインするために発行されているものを「登録者ID」と呼びます。「登録者ID」はアルファベット4桁と数字4桁で表記され、紐付いている設備IDについて、申請ウェブサイトで移行手続や変更申請を行うことができるIDです。同じ設備について、設置者が紙申請をし、登録者が電子申請か紙申請をして、二重に移行手続が行われないようご注意ください。



「設備ID」「設置者ID」とは？

「設備ID」は、認定された設備の情報を管理するためのIDです。

「設置者ID」は、設備の設置者（所有者）のIDです。認定を受けた設備毎に付与されております。設備情報の確認と、設備に紐付く登録者IDの変更が可能です。

以前の登録者と異なる者が電子申請をしたい場合はどうすればよいか？

上記の手順で、登録者変更を行った上で電子申請を行ってください。なお、別設備に紐付く登録者IDをお持ちの場合はそのIDを、登録者として設定することも可能です。

設置者IDや設備IDが分からぬ場合はどうすればよいか？

<https://www.fit-portal.go.jp/mypage/ForgotPassword>に掲載している手順に従ってメールを送信してください。メールでお知らせしますが、お時間がかかるてしまう可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

新制度への移行手続ガイド【太陽光50kW未満の電子申請】

■手順※詳細な電子申請マニュアルをウェブサイト「なつとく！再生可能エネルギー」に掲載しています

- ✓ 申請に当たっては、電子申請サイトにログインするため、IDが必要です
 - 認定を受けた際に設置者本人が申請した場合は、設置者に登録者IDが発行・通知されています
 - 認定を受けた際に代行者が申請した場合は、代行者に登録者IDを発行・通知するとともに、設置者に発行される設置者IDを代行者に通知しています
- ✓ H29.3時点で運転開始済みの場合スマートフォンやタブレットでも手続可能

Step 1 <https://www.fit-portal.go.jp/> →[新規登録] →ユーザID取得 →ログアウト
(このIDはStep 3で使用します)

Step 2 既存の「**設置者ID**」でログイン → [みなし認定設備一覧]から事業計画を提出する設備を[検索] & [選択] → 画面下「登録者変更」ボタンをクリック → Step 1で発行されたユーザIDを[登録者のログインID]に登録 → ログアウト
▼
※登録者を変更する際はできる限り登録者の同意を得た上で行ってください。

Step 3 **Step 1で発行されたユーザID**でログイン → [みなし認定設備一覧]から事業計画を提出する設備を[検索] & [参照]

Step 4 事業計画を入力

主な記載項目	記載上の注意
太陽電池の合計出力	認定上の発電出力ではなく太陽光パネルの合計出力を記入 (単位はkW、小数第2位以下を切り捨てて小数第1位までを記入)
設備の所在地に係る情報	認定上の所在地を記入 (認定が「他〇筆」や「地番未確定」、カンマ (,) で地番を区切っている場合は、正確な地番を1つずつ記入)
買取価格	毎月の検針票や契約書に記載されたものを記入 (税抜き価格で記入。税抜き計算は、一律8%で割戻し、小数点2位まで入力 (第3位以下切捨て))
接続の同意を証する書類	添付が必要 (H29.3.31時点で運転開始済みの場合は不要) 書類について不明な場合は、なつとく再生可能エネルギーのHPを確認いただくか、電力会社へお問い合わせください

Step 5 [申請]ボタンをクリック → 提出完了

(事業計画の審査が完了した時点で、その旨のメールがfit-mail@fit-portal.go.jpから送信されます)

「登録者ID」とは？

旧制度で認定の申請等手続を行った人を「登録者」といい、登録者が申請ウェブサイトにログインするために発行されているものを「登録者ID」と呼びます。「登録者ID」はアルファベット4桁と数字4桁で表記され、紐付いている設備IDについて、申請ウェブサイトで移行手続や変更申請を行うことができるIDです。

「設備ID」「設置者ID」とは？

「設備ID」は、認定された設備の情報を管理するためのIDです。
「設置者ID」は、設備の設置者（所有者）のIDです。認定を受けた設備毎に付与されております。設備情報の確認と、設備に紐付く登録者IDの変更が可能です。

設置者IDや設備IDが分からぬ場合はどうすればよいか？

<https://www.fit-portal.go.jp/mypage/ForgotPassword>に掲載している手順に従ってメールを送信してください。メールでお知らせしますが、お時間がかかるてしまう可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

新制度への移行手続ガイド【紙申請】

■手順

Step1 必要書類を用意

- 事業計画書様式（提出者欄に設備設置者の情報を記入の上、実印を押印）
- 代行提出依頼書様式（依頼者の押印は認め印で可）
- 設備設置者の印鑑証明書（発効日から3ヶ月以内の原本）
- 接続同意を証する書類の写し（平成29年3月31日までに売電開始している場合は不要）

Step2 事業計画書、代行提出依頼書に必要事項を記入

（注意事項は下部に記載）

Step3 下記宛先へ送付

〒273-0011 千葉県船橋市湊町2-6-33 NTT船橋湊ビル2階
「再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター」宛て

■事業計画書様式・代行提出依頼書様式の入手方法

下記いずれかの方法で入手が可能です。

①WEBサイト「なっとく！再生可能エネルギー」からダウンロード

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_plan_p.html#p

②FAXサービスから入手（FAX機能付き電話機をお持ちの方）

03-6711-4026に電話の上、案内に従ってボタンを押して、FAXから印刷

③代行センターに返信用封筒を送付

120円切手を貼り、返送先住所と右下に設備の種類と発電出力を記入の上、「再生可能エネルギー新制度移行手続代行センター（様式送付希望）」宛て（千葉県船橋市湊町2-6-33 NTT船橋湊ビル2階）に送付

■事業計画書の記入に当たっての注意点

主な記載項目	記載上の注意
設備ID	認定時に発行されていますので認定通知書をご確認ください。東京電力エナジーパートナー(株)に売電されている場合は、検針票に記載されています。ご不明の場合は、 https://www.fit-portal.go.jp/mypage/ForgotPassword に掲載している手順に従ってメールを送信してください。回答までお時間がかかることがあります。
太陽電池の合計出力	認定上の発電出力ではなく太陽光パネルの合計出力を記入 (単位はkW、小数第2位以下を切り捨てて小数第1位までを記入)
設備の所在地に係る情報	認定上の所在地を記入（認定が「他〇筆」や「地番未確定」、カンマ（,）で地番を区切っている場合は、正確な地番を1つずつ記入）
接続契約締結日／締結先	電力会社との契約書に記載されたものを記入（H29.3.31時点で運転開始済みの場合、接続契約締結日は任意で記入）
買取価格	毎月の検針票や契約書に記載されたものを記入（税抜き価格で記入。税抜き計算は、一律8%で割戻し、小数点2位まで入力（第3位以下切捨て））
接続の同意を証する書類	添付が必要（H29.3.31時点で運転開始済みの場合は不要） 書類について不明な場合は、なっとく再生可能エネルギーのHPを確認いただくか、電力会社へお問い合わせください